

発行所 〒 102 東京都千代田区九段南3-4-1 東京製本健保会館内  
社団法人 全国社会保険労務士会 東京会中央支会 TEL 03(263) 0931~4  
発行人 須崎 保 編集人 清水誠三郎

## 社会保険労務士法の改正

中央支会長 須 崎 保

本年度の最重点施策だった社会保険労務士法の改正が、「社会保険労務士法の一部を改正する法律」として、昭和53年 5 月20日付法律第52号をもって、第84回通常国会で成立し、本年 9 月 1 日から施行されました事は、会員各位と共にご同慶の至りでございます。

この法律に対応するため、政令、省令、事務次官通達および施行通知等が出されました。これからは、法改正による法定団体の設立、又その基盤の強化など、一般会員各位に対し、社会保険労務士制度の一層の確立を図るための諸施策が、次から次へととられていくものと思います。会員各位のご協力を、切に願います。次第でございます。

法定団体としての社会保険労務士会は

### ① 組織の整備充実

主務官庁の指導を得ながら、各都道府県に「都道府県社会保険労務士会」を設立し、その上部団体として「全国社会保険労務士会連合会」を設立する。

### ② 行政官庁に対する協力態勢の確立

主務官庁及び関係諸官庁と常時連絡を密

にし、事業運営について指導援助並びに情報を得て、行政の外郭団体としての役割を果たすと共に、行政機関の広報、調査等に協力する。又改正法の事務代行の実施については、その提出手続きの簡略化及び事務範囲の拡大を図る措置を、主務官庁へ要請する。

### ③ 財政の確立

諸事業を積極的に推進するため、その財源として会費規定の一部改正を行って収入増を図ると共に、冗費の節約に努力し、併せて事業収入の増加を図る。

### ④ 社会保険労務士の資質の向上

各種研修会の開催、並びにその援助をなし、資質の向上に寄与する。

### ⑤ 社会保険労務士の業務拡大と地位の向上

社会保険労務士の活用拡大策を図ると共に、行政事務に積極的に協力し得るよう、各種委員会等の委嘱などについて関係官庁に要請する。

以上を踏まえて、一段の発展を期待します。

## 新法定団体 「東京都社会保険労務士会」設立について

中央副支会長 石 原 健 三

改正社会保険労務士法が9月1日施行され、両省より、関係省令および通達が一括に出された。これ等の政省令および通達で、今回の改正で新たに加わった「提出代行」について、その内容と取扱いを明らかにした（月刊社会保険労務士8月号掲載）。一方法定団体については、設立認可における権限を都道府県知事および都道府県労働基準局長に委任し、その設立認可手続きおよび会則基準を示して、新団体の指針としている。（社）全国社労士会、第10回常任理事会において、「都道府県社労士会々則準則」が決まり、9月1日改正社労士法の施行後、早急に進められる新団体設立の具体的方針が定まった。これを受けて（社）全国社労士会東京会では、9月6日第8回常任理事会および第8回理事会が開かれ、新法定団体設立に関する諸問題を審議した結果、①設立準備委員として、正副会長5名、常任理事（理事である支会長1名を含む）18名の計23名を選出。②全国社労士会で、両省庁の呼びかけのもとに行なっている、設立時における他団体に対する取扱いについては、話し合いの結果をまって審議する。③新団体会則の制定の主要事項（会員の権利義務・支部

組織・事業計画予定等々）については、今後において新団体設立に至るまでに、東京会理事会並びに各支会組織を中心とした、会員の意見を広く求めて、その会員の意志の実現をはかる。選出された設立委員は新団体設立に際し、その任にあたることを確認し附帯意見とした。以上を理事会で決定したが、今後新団体設立までには特に③の主要事項については、各支会において検討されることが必要であり、なお必要に応じて東京会常任理事会、理事会を開催することとして審議を終了した。

全国社労士会では新法定団体設立の日程について、各都道府県会の設立を10月末日迄とし、全国社会保険労務士会連合会の設立総会を12月中に行えるよう目途としている。

東京都社会保険労務士会設立については、理事会②の設立委員問題が調整されれば早急に設立委員会が設けられ、具体的に作業が進み、会員に対する加入手続きを初めとして、設立総会に至るまでの具体的事務については、会員個々に通知されることとなるので、会員の積極的参加と協力によって新法定団体「東京都社会保険労務士会」の設立が期待される。

### 昭和53年度 財形持家融資の募集

昭和53年度分の財形持家融資の申込みが、6月1日から雇用促進事業団で開始されています。本制度は次から次へと改善され一層利用しやすくなって居ります。お問い合わせ・ご相談は最寄りの各労働基準監督署へ。

本年の改善事項

(1) 既存住宅の購入資金が融資対象になったこと。

- (2) 融資対象面積が拡大され、融資額が引き上げられたこと。
- (3) 貸付利率が引き下げられたこと。
- (4) 償還期間が延長されたこと。

その他転貸融資については、増築改築及び修繕工事のための資金融資や、貸付限度額の引き上げ等が改善されました。

# 各 委 員 会

## 総務財務委員会

前回委員会（5月29日）の会議決定事項のうち、次の事項が実施された。

### (1) 名札掲示板の取扱いについて

① 7月6日に（於製本健保会館）名札掲示板取扱打合せ会を開催（出席者、副支会長、地区会長、地域担当幹事の各1号会員）。

決定事項 ④費用の管理は名札掲示板特別会計とし、区会で管理する。⑤新設、改造の費用は掲示者共同負担とする。⑥既設掲示板への掲示費用は（基本額1万円＋プレート実費）とする。⑦取扱業者として「成興社」を指名、関係行政機関にも通知する。⑧新規（変更）申込書は区会長に提出すること。

② 各社会保険事務所内名札掲示板の団体名の撤去は、8月末日に完了した。

③ 6月13日、神田社会保険事務所内に、名札掲示板が新設され中原所長さんのテープカットによって、除幕式が行われた。

④ 中央労働基準監督署内の名札掲示板は、現在改修中で、新規（変更）掲示希望者は、目黒千代田区会長宛申込むこと。

### (2) 算定基礎届事務講習会並びに応援事務打合せ会開催

7月6日、電設工業健保会館で行われ、関係社会保険事務所の麴町社会保険事務所二宮所長さんほか5名の出席を頂き、事務講習会のあと、各社会保険事務所毎にわかれて応援事務の日程打合せを行なった。8月1日から8月15日までの間、各事務所とも予定された全員がそれぞれ応援事務に参加した。

※ 総務財務委員会では、新法定団体設立に関する諸問題についての東京会常任理事会、理事会の経過報告など重要事項並びに、新団体設立までの支会事業運営について検討するために9月中に委員会を開催する予定です。

## 事業教育委員会

### 「年金シリーズ」講座開講

世は、まさに年金時代といわれています。当中央支会は、昭和53年度事業計画に掲げたとおり、時代の要請に応え、「年金シリーズ」と銘うって、年金に関する諸問題の研修会を開講いたしました。

当初、予想したよりは、会員皆様の関心が意外に高く、多数の受講者を迎え、熱心な聴講と質疑が行われました。

#### 第1回

日 時 昭和53年7月19日(水)

場 所 東京都石油業健保会館

テーマ 年金の諸問題について

講 師 早稲田大学教授 佐口 卓先生

出席者 99名

#### 第2回

日 時 昭和53年9月14日(木)

場 所 東京都石油業健保会館

テーマ 年金財政のしくみ

講 師 早稲田大学教授 安藤哲吉先生

出席者 70名

なお、第3回目以降は、団体改組の問題もあって未定です。

## 広報・厚生委員会

昭和53年9月1日、東京製本健保会館で委員会を開催し、第4号会報の編集方針をきめました。

本日から施行になった「改正社労士法」について、具体的な法改正の進め方を主題とし、各委員会の動きや、活発な区会活動の状況を掲載し、併せて広く会員の声をのせて、1日も早く会員のための会報に育てるべく努力したい意向が、各委員の間から出されました。又逆に今回の法改正により、中央支会としての会報が最後のものではないかとの意見も出され、支会長の出席をお願いし、今後の見通しなどについて、つぶさに賜わり、今まで通り会の方針を強力に押進める会報にしたいとの結論に達し会をとちました。

## 各 地 区 会

### ◎千代田区会

異常な猛暑に喘いだ夏が過ぎ、漸く初秋を迎えた昨今、会員の皆様いかがお過ごしでしょうか。3月1日に第2回区会例会を開催してから、6月7日に千代田社労士クラブの第2回例会を開催したのみで、区会活動は休止の状態です。この間、5月の労働保険の年度更新業務、8月の社会保険の算定基礎届業務と、社会保険労務士の二大行事があったとはいえ、ご無沙汰に打過ぎたことを申し訳なく存じている次第です。ただ、麴町、神田両社会保険事務所及び、中央労働基準監督署の開業社会保険労務士名札掲示板の改修作業が完了して、装いを新たにしました。1号会員各位にはご満足いただけるかと思えます。この作業についてご苦労いただいた、地域担当幹事に誌上をかりてお礼申し上げます。次第です。

実りの秋を迎え、さきの社会保険労務士法改正に対応する会の改変が、いよいよ進行するやに聞いていますが、末端組織の当区会といたしましても、これに対応するよう、ベストを尽くしたいと考えますので、会員各位の一層のご支援、ご協力をお願いする次第です。

(53. 9. 18 目黒健記)

### ◎中央区会

中央区会に所属している会員で、希望した有志による実務研修会を設置してはどうかという声が、会員の中からでて参りましたので、希望者を募ったところ、85名の入会申込者がありました。そしてその研修会を下記の通り開催しました。

#### 第1回実務研修会

昭和53年7月4日 於富士火災銀座ビル  
出席者 36名

- ① 実務研修会規約承認の件
- ② 委員選出の件
- ③ 研修会運営に関するアンケートの件

#### 第2回実務研修会

昭和53年9月6日

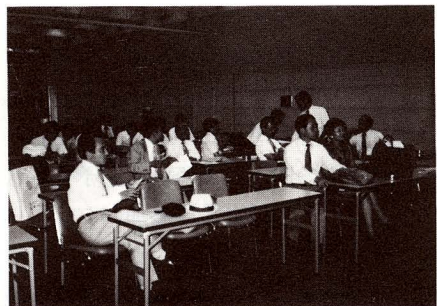
見学会 年金相談センター

杉並区高井戸3-5-24

参加人員 43名

### ◎台東区会

社会保険労務士法改正も先きの国会を通過して、吾々の目指すところに一步近づいたことは、ご同慶の至りと思います。さて今年は記録破りの猛暑と、雨なし天気が続き、その中を算定業務に当っては、会員各位のご協力で無事終了しました。当区会は算定業務に先立って、7月18日、第3回の業務研修を行い、労働安全衛生法の概要について約2時間の研修を行いました。次回は社労士として特に必要とするもの、又は常識的に熟知していなければならない労働法、安衛法の諸届様式を一括し、各届の内容記載方法等について、専門的な研修を行い度いと計画しております。次回をもって53年度の研修計画は完了としますので、奮ってご参加下さいませお願いいたします。



年金シリーズ会場風景

## 会 員 の 声

ふみあと 1号会員 富田 秀子

今回の法律改正により、私共の社労士会が有意義に位置づけされる事となり、また社労士業務に「代理権」が付与され、この9月1日からスタート致しましたが、今後私共の業務の遂行が、より円滑に進められます事を、大変喜ばしい事とお喜び申し上げます。

本年社労士制度も発足してから10周年を迎えましたが、開業歴わずか3年の私の道のりを振り返って見ましても、諸先輩のこの10年間の道のりのいかにけわしかったかと、ただただ頭の下る思いで一杯でございます。

折角開業しても花開くのを待たずに、この業務から去っていかれた方も多々あることも伺って居りますし、開業にふみ切る事に不安を感じて居られる方も多い事と存じます。

よく「社労士は孤独だ」とおっしゃる方がおいでですが、私の経験が少しでも参考になればと思って居ります。

業務経験に乏しい上に、主婦業、母親業、そして勤務と、3足のわらじをはいていた私が、開業にふみ切る事に躊躇して居りました時に、手を差し伸べてくださったのが、受験勉強時代の講師であられたこの道の大先輩の先生方であり仲間達でございました。

新しい依頼が来る度に、先生方の門をたたいては教えを乞い、ある時は仲間に智恵をお借りしたりして、良き協力者として、時には良き理解者として私を指導し、支えて下さいました諸先生方には感謝一拜でございます。

開業してから積極的に参加させて頂いた勉強会に、この道の大先輩が大勢おいでになり先生方のお話を伺う事が、私にとって生きた教科書でもあり、貴重な財産ともなっております。

良き指導者と仲間達に囲まれて、つつましく業務を続けさせて頂いて居りますが、常に研鑽を重ねて、諸先輩の歩んで来られたふみ跡を、大切に、謙虚に、私もあゆんで参りたいと思っております。

第二の天職 2号会員 千賀 綾二

先日ある会計事務所を訪門した。この事務所の所長さんの奥さんは、昭和31年私が人事を担当しているとき、自ら面接して採用した女性の中の一人である。彼女は、何事につけ積極的に取り組む行動力に富んだ、当時の女性には珍しいバイタリティーの固まりのような人であった。

ここで数年勤めた後、税理士の資格を取得し、同じ税理士の有資格者と結婚して会計事務所を開業され、今日に至っている。現在20余名の従業員を有し、受持つ会社も400社に及んでいるとの事である。

業績が順調に進んでいるとは耳にしていたが、開業僅か10年余りでこのように立派に、そして盛大であるとは予想していなかった次第である。

巷間、「創業は易く完成は難し。」という。この10年間の歩みは決して順風に帆を上げるといふ具合にはいかなかったそうである。6畳一間のアパート生活から出発した二人の苦心談を2時間余にわたって聞いた。やはり、苦勞と努力なくしてその成果は得られない、ということを感じた。

さて、私も30数年にわたるサラリーマン生活にピリオドを打ち、社労士業を第二の天職とすべく目下準備工作中である。区会あるいは支会の研修会に参加するたびに思うことは、以前はいろいろの会合に、遊び半分の気持で気儘に参加していたせいかもしれないが、最近は先輩諸兄の眼差しが真剣そのものに見えるようになった。

幸いこういった交友関係の経験を指針とし、また社労士会の皆さんを始め、先輩諸兄のご指導を得て、大いに研鑽努力し、もって余生を有意義に過したいと願っている今日この頃である。

## 柏木高美氏藍綬褒章受章



本年4月29日、東京会副会長であり、当中央支会の会員である柏木高美氏が、栄えある藍綬褒章を受章されたと聞き、社労士業界として心から快哉を叫ばざるを得ませんでした。

「多年社会保険、労務管理の業務に携わるとともに、関係団体の要職にあって業界の指導に努め、斯業の発展に寄与した。まことに公衆の利益を興し成績著名である」として、その功績に対して授与されたのでございます。ご本人は申すまでもなく、社労士業界、会員一同慶びに堪えません。心からお祝いを申し上げる次第でございます。

この栄誉をお祝いする会が、8月2日全国勤労青少年会館で開催され、広い会場が所狭しといった位にお祝いする会員が、知人が、関係官庁の方々が、顧問先が、縁故者が参集し盛大に催されました事は、如何に柏木高美氏が身命を賭して、斯業に献身的な努力をされたかが伺われました。

会はプログラム通り進行し、世話人代表の(社)全国社労士会々長中西実氏の挨拶、来

賓祝辞は労働事務次官北川俊夫氏、社会保険庁長官曾根田郁夫氏、参議院議長安井謙氏、衆議院議員斉藤邦吉氏他、多数の方々の祝辞があり、いづれも柏木高美氏の今日まで歩いて来られた功績の中に、心あたたまるもの、寝食を忘れて世の為、人の為に尽された数々のエピソードを吐露されました。この人あってこの社労士業界が発展していくのだと、痛切に感ぜられました。

この栄えある日、夫人と共に謝辞を述べられた柏木高美氏。内助の功も又すばらしかったと、拍手が止まない位でした。

いついつまでも若く、そしてこの業界を指導し、すべての人に福祉をとの精神を広めて欲しいと思います。

柏木高美氏の褒章の詩

### 拝受藍綬褒章

柏木螢雪作

下賜褒章唯汗顔  
恐懼拝謁豊明殿  
宮草菲菲将悠久  
吾更誓報斯界恩

戊午臯月29日

### 名簿配付についての再度お知らせ

さきに、東京会よりご連絡いたしました(社)全国社会保険労務士会東京会の会員名簿を、次の場所でお渡しいたします。会員の皆様は、引換券ご持参のうえ、最寄の場所でお受取り下さい。

なお、誠に勝手ですが郵送はおことわりいたします。

お渡し場所

◎中央支会事務局

千代田区九段南3-4-1

東京製本健保組合 TEL (263) 0931

◎千代田区神田和泉町1-10永幸ビル

目黒経営労務事務所 TEL (866) 0635

◎中央区日本橋本町4-4 曾田ビル

東京薬業健保組合日本橋支部

TEL (664) 1661

◎台東区台東1-13-6 安川ビル

東日本労務管理事務所

TEL (834) 1486